

Q & A

Q & A

消費者団体訴訟制度

～消費者保護のための新しい手続～

昨年の国会で消費者契約法が改正され、「消費者団体訴訟制度」が導入されました。この制度は、消費者全体の利益を保護するための新しい手続であり、既に平成19年6月7日から施行されています。

今回は、この「消費者団体訴訟制度」についてご紹介します。

〈制度のあらまし〉

最近、消費者を保護するための新しい訴訟制度がスタートしたと聞きました。

「消費者団体訴訟制度」ですね。昨年の国会で消費者契約法が改正され、新たに導入された制度です。今年の6月7日から施行されています。

なるほど。これはどのような制度ですか。これは、一定の消費者団体が、消費者全体の利益を守るために、訴えを提起して、事業者の不当な行為の差止めを請求することができるというものです。

どうしてこのような制度が設けられたのですか。

これまで、事業者の不当な行為によって被害を受けた消費者は、契約の取消などを個別に求めることができました。しかし、このままでは、その消費者が救済されても、他の消費者が被害を受ける可能性が残ります。そもそも消費者問題では、同じような被害が続いて生じるという傾向があります。そこで、同種の被害が広がる前に、事業者の不当な行為を差し止める必要があることから、この「消費者団体訴訟制度」が新たに設けられたのです。

このような制度は外国にもありますか。

同じような制度は、イギリスやドイツ、フランスなどのヨーロッパの諸国においても、既に広く導入されています。

〈差止めの対象〉

「消費者団体訴訟制度」で消費者団体が差止めを請求することができるのは、事業者等どのような行為ですか。

消費者契約法に違反する行為です。これには「不当な勧誘行為」と「不当契約条項の使用」とがあります。

「不当な勧誘行為」の例としては、どのようなものがありますか。

例えば、消費者の自宅に上がり込み、消費者から「帰ってください。」と言われてもずっと居座って勧誘することや、元本保証のない金融商品を「確実に値上がりします。」と説明して勧誘すること、「震度7の地震でも倒壊しない耐震設計です。」と説明して、実際にはそのような耐震設計の施されていないマンションを販売しようとするなどが考えられます。

「不当契約条項の使用」の例としては、どのようなものがありますか。

例えば、「どのような理由があっても事業者は損害賠償責任を一切負いません。」という条項を含んだ契約や、「予約をキャンセルする場合には、支払済みの代金は一切返金されません。」という条項を含んだ契約などが考えられます。

〈差止めの内容〉

では、消費者団体は、事業者等に対し、具体的に何を求めることができるのでしょうか。

消費者団体は、事業者等に対し、消費者契約法に違反する行為を停止したり、予防したりするよう求めることができます。例えば、そのような不当な勧誘行為をしてはならないとか、そのような不当条項を内容とする契約を結んではならないといったことを求めることができますと考えられます。

なるほど。他には何か求めることができるのですか。

これ以外にも、消費者団体は、事業者等に対し、このような停止や予防に必要なことをするよう求めることができます。例えば、不当な内容が書かれた勧誘マニュアルがあった場合に、それを破棄するよう求めることができます。

〈消費者団体〉

どのような消費者団体なら差止めに請求することができるのですか。

「消費者団体訴訟制度」で差止めを求めるといことは、消費者全体の利益を保護するという重大な役割を担うこととなります。その

ため、この差止めを求めることができるのは、このような役割を担うにふさわしい実質を備えた消費者団体に限ることとされています。具体的には、一定の要件を満たし、内閣総理大臣が認定した「適格消費者団体」だけが、差止めに請求することができます。

「適格消費者団体」の活動等に関する情報を入手することは可能ですか。

可能です。「適格消費者団体」がかかわった事件の判決や和解の概要等は、内閣府のホームページ等を通じて公表されることとなっています。

〈おわりに〉

どうもありがとうございました。おかげさまで、消費者団体訴訟制度のイメージがつかめました。

消費者契約法は、「消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています（第1条）。消費者団体訴訟制度も、この目的に沿って、有効に活用されると良いですね。

消費者団体訴訟制度の概要

